

令和4年度愛知県社会福祉施設光熱費高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 光熱費の高騰の影響を受けながらも福祉サービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設等を支援するため、「令和4年度愛知県社会福祉施設光熱費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）」を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 支援金の交付対象は、次に掲げる各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 別表に掲げる愛知県内に所在する施設又は事業所（国、都道府県又は市町村が運営する施設又は事業所を除く。）（以下「施設等」という。）を運営する法人の理事長等代表者（以下「事業者等」という。）であること。
- (2) 令和4年10月1日時点において、事業者等が自ら施設等の光熱費を負担し、利用者の入所又は通所に係る福祉サービスの提供を実施していること。

(支援金の交付額)

第3条 支援金の交付額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする事業者等は、令和4年度愛知県社会福祉施設光熱費高騰対策支援金交付申請書（実績報告書兼請求書）（様式第1。以下「申請書」という。）を、別表中「1 交付の対象」に掲げる介護、障害福祉、地域福祉及び児童福祉の区分ごとに知事が別に定める日までに県へ提出するものとする。

(交付の決定等)

第5条 知事は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査した上で、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をする。

- 2 交付の決定及びその通知は支援金を交付すべきものと認めた事業者等が指定する金融機関口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を事業者等からの請求書とみなす。
- 3 第1項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を交付すべきでないとは認められたときは、令和4年度愛知県社会福祉施設光熱費高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第2）により支援金の交付の申請を行った事業者等に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第6条 知事は、支援金の交付をした場合において、事業者等が次に掲げる各号のいずれかに該当するときには、支援金の返還を命ずることができる。

- (1) 申請の取下げがあった場合
- (2) 本要綱に違反した場合

(3) 虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合

(4) 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合

(実績報告)

第7条 規則第13条に定める実績報告は、第4条に定める申請書をもって代えるものとする。

(調査)

第8条 知事は、支援金の交付に関し、必要な調査を行うことができる。

2 支援金の交付を受けようとする又は交付を受けた事業者等は前項の調査に協力しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月6日から施行する。

別表

1 交付の対象	<p><介護区分> 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション ※各介護予防サービスを含むとともに、「通所介護」には介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」の指定を受けたものを含む。 ※介護保険法第71条第1項（同法第115条の11で準用する場合を含む。）により指定があったものとみなされる施設等は含まない。</p> <p><障害福祉区分> 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所（空床型を除く）、障害者支援施設、共同生活援助（介護サービス包括型）、共同生活援助（日中サービス支援型）、共同生活援助（外部サービス利用型）、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設</p> <p><地域福祉区分> 救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設</p>
---------	--

	<p><児童福祉区分> 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、 児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業、婦人保護施設</p>
<p>2 支援金の交付額</p>	<p>(1) 「1 交付の対象」中、 <介護区分>に掲げる施設等のうち、 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人 保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、特定施設入居 者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対 応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、小規 模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入 所生活介護、短期入所療養介護</p> <p><障害福祉区分>に掲げる施設等のうち、 共同生活援助（介護サービス包括型、日中サービス支援型、 外部サービス利用型）、福祉型障害児入所施設、医療型障害 児入所施設、短期入所（空床型を除く）、障害者支援施設、 自立訓練（生活訓練）のうち宿泊型自立訓練</p> <p><地域福祉区分>に掲げる施設等のうち、 救護施設、更生施設、宿所提供施設</p> <p><児童福祉区分>に掲げる施設等のうち、 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施 設、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業、婦 人保護施設</p> <p style="text-align: right;">施設等 1 定員当たり 30,000 円</p> <p>(2) 上記以外の「1 交付の対象」に掲げる施設等</p> <p style="text-align: right;">施設等 1 定員当たり 10,000 円</p>